

富士見市防災会議条例

昭和 39 年 7 月 1 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、富士見市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士見市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 富士見市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防団長、入間東部地区消防組合消防長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

6 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び防災に関する措置に関し知識又は経験を有する者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月18日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第2号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月19日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。